

仕 様 書

1 目的

学校保健安全法第15条第1項及び労働安全衛生法第66条第1項に基づき、教職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行う。

2 検査項目

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 体重測定
- (4) 視力検査（5m視力、裸眼、矯正）
- (5) 聴力検査
 (ア) 1000Hz (イ) 4000Hz
- (6) 胸部X線直接撮影
- (7) 血圧測定
- (8) 尿検査
 (ア) 糖 (イ) 蛋白 (ウ) ウロビリノーゲン (エ) 潜血
- (9) 血液一般検査
 (ア) 赤血球数 (イ) 血色素量 (ウ) ヘマトクリット (エ) 白血球数 (オ) 血小板数
- (10) 肝機能検査
 (ア) GOT (イ) GPT (ウ) γ -GTP
- (11) 血中脂質検査（35歳以上の教職員及び新規採用教職員）
 (ア) HDLコレステロール (イ) トリグリセライド (ウ) LDLコレステロール
 (エ) 総コレステロール
- (12) 血糖検査
 (ア) 血糖値 (イ) ヘモグロビンA1c
- (13) 腎機能
 (ア) クレアチニン (イ) eGFR
- (14) 心電図検査
- (15) 身長測定
- (16) 腹囲測定
- (17) 胃部X線検査（40歳以上の教職員）

3 受診対象者

教職員

4 実施日時及び実施場所

2019年8月1日(木)

9:00～13:00 広島市立大学講義棟1階102講義室ほか

14:30～15:30 広島市立大学講義棟1階102講義室ほか

※ なお、当日受診できない受診対象者については、別途予約し受診できる。

5 実施の方法

指定日時及び場所に所定の健康診断個人票を持参した教職員に対し、健康診断を実施する。なお、学校保健安全法施行規則第13条に規定する項目については、同施行規則第14条に規定する方法及び技術的基準に基づいて実施する。

6 検査結果

受診した教職員の健診結果報告書を各2部広島市立大学事務局に提出する。

7 その他

2019年10月に消費税率が改定された場合、これにかかる変更契約を締結する場合がある。

その他、不明な点が生じた場合は、本学係員の指示によることとする。